

第24期文化審議会第3回総会（第96回）

- 開催日 令和7年3月27日(木) 10:30～12:09
- 場 所 文化庁京都庁舎 本館3階 特別会議室 及び オンライン
- 議 題 1. 各分科会・部会からの報告
2. 最近の文化行政の動向について
(1) 文化庁京都移転後の取組
(2) 令和7年度文化庁予算（案）・令和6年度文化庁補正予算
- 出席者 ・委員： 島谷委員（会長）、日比野委員（会長代理）、相澤委員、植木委員、太田委員、黒田委員、河野委員、高部委員、田中委員、中江委員、西岡委員、野嶋委員、菱田委員、松田委員、森山委員、吉田委員、吉見委員、山梨委員
・文化庁：都倉長官、合田次長、中原審議官、今泉審議官、山下鑑査官、横井政策課長、田中文化戦略官、春山企画調整課長、寺本文化経済・国際課長、村瀬国語課長、柊井著作権課長、塩川文化資源活用課長、三輪文化財第一課長、田中文化財第二課長、児玉参事官（生活文化創造担当）、則本文化遺産国際協力室長、阿部文化戦略官、西川企画官、その他関係官

議事録

【島谷会長】 それでは、ただいまより、今期最後になりますが、文化審議会の総会を開催いたします。年度末、皆様御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は2つの議事があります。1つ目は各分科会・部会からの報告、2つ目は最近の文化行政の動向につきまして、でございます。また、後半には各委員から御発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日3月27日で文化庁の京都移転から2年となりました。本日と明日は文化審議会の総会を含めて幾つかの行事等が行われる予定ですが、先ほど1階受付の右手にありましたが、ジュニア京都文化観光大使を務められた児童の皆さんが、今年度の活動報告を発表されておりました。私も若干聞かせていただきましたが、すごくしっかりした発表で、とても頼もしい気持ちを持ちました。そして、引き続いて、この文化審議会総会も傍聴されますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、本会議の開始に当たり、都倉長官から御発言いただきたいと思っております。都倉長

官、よろしく願いいたします。

【都倉長官】 大変気候もよくなってまいりました途端に、黄砂なのか、花粉なのか、風邪なのか分かりませんが、大変お聞き苦しい声になってしまいました。今日はお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、ジュニア大使の皆さんも、本当にいろいろと御苦労さまです。この企画は京都ならではの企画だということで、大変うれしく思っております。

今、会長から御紹介ありましたように、文化庁が本日、京都移転2年を迎え、これから3年目に入るところでございます。本当に機会あるごとに申し上げておりますが、関西、また京都の皆様には温かくこの2年間、いや、もっと本当は、実はその1年ぐらい前から、準備期間から大変お世話になっておりまして、また温かくお迎えいただき、職員一同、大変張り切ってこの京都での生活並びに業務に励んでおるところでございます。

移転後、私の下に食文化推進本部、また文化観光推進本部、文化財を活用した文化観光による地方創生パッケージを取りまとめるなど、京都の地から文化庁ならではの地方創生を実現するための取組を推進しております。また、日中韓文化大臣会合、それから文化庁芸術祭オープニングの公演など、様々な文化芸術イベントも京都の地において開催をいたしました。さらにクリエイター育成、文化施設の高付加価値化のための基金の創設、喫緊の課題となっておりました文化財の強靱化の予算を確保することができました。

私は就任以来、CBX、カルチャービジネストランスフォーメーションということを提言しております。これは、文化芸術というものは崇高なもので、棚に飾って見ていけばいいというものではないと。これはもう若い創作者、クリエイターが世界に向かって情報を発信し、自分の作品を発表するための1つの大きな力となるべく、国がマネタイズも含めて国際化に努力するということがCBXの目的であります。今年度は、千葉と大阪におきまして、アートと音楽フェスを合体いたしまして融合的な取組を行ったSUMMER SONIC、さらには、これからであります、日本とアジアの音楽価値を、日本版グラミー賞というふうに、アジア版グラミー賞というふうに称しておりますが、MUSIC AWARDS JAPANというものをこの京都において、5月22日に開催をいたします。これを通じまして、これはアジア初めての国際的な音楽賞であります。日本全国から実に5,000人の音楽有識者の審査を経まして、このMUSIC AWARDS JAPANを世界に向けて発信してまいります。

加えて、いよいよ来月は大阪・関西万博が開かれます。日本の美、心を関西から世界に発信する絶好の機会であり、文化庁では、日本各地の最高峰の文化資源を磨き上げる日本博2.0を自治体、経済界の皆さんの御協力を得ながら実施してまいります。

結びになりますけれども、委員の皆様におかれましては、これまでの幅広い視点から文化政策について御検討いただき、心より感謝を申し上げます。文化庁は今後とも、この京都の力、文化芸術を創造、継承し、取組をさらに進めてまいります。引き続き文化芸術立国の実現に向け、御支援、御協力をお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【島谷会長】 都倉長官、ありがとうございました。

長官はほかの公務の都合により、これで退席されます。

【都倉長官】 それでは、よろしく願い申し上げます。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

【都倉長官】 ありがとうございました。

【島谷会長】 それでは、議題(1)に入ります。各分科会・部会の報告をお願いいたします。それぞれ5分以内で御報告いただき、最後にまとめて質疑応答の時間を設けたいと思っております。

最初に、まず、国語分科会における審議状況と今後の課題について御報告いただきたいと思っております。冒頭で、お話ししましたとおり、本日、ジュニア京都文化観光大使の児童の皆さんが傍聴しておられます。特に国語分科会では、昨年5月に諮問を受けたこれからの時代におけるローマ字使用の在り方について審議されています。このローマ字については、小学生にとっても大変身近なテーマでございますので、ぜひお聞きいただきたいと思っております。

それでは、森山分科会長から御報告をお願いいたします。

【森山委員】 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

今期の国語分科会では、資料1、国語分科会における審議状況と今後の主な課題を御覧いただきながら御報告を申し上げたいと思っております。国語分科会は、まず1つ目の課題として、昨年5月に文部科学大臣からいただいた諮問に基づきまして、ローマ字使用の在り方について、また、2つ目といたしまして、言語資源の整備・活用の在り方について、それぞれ検討してまいりました。

まず、ローマ字につきましては、ローマ字小委員会を中心に、ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめを取りまとめました。ローマ字につきましては、これまで国が内閣告示というルールを定めてから70年ほどが過ぎております。小学校の国語の時間には、現在もこの70年前の書き方に基づきましてローマ字のつづり方が学ばれています。

小学校で今、子供の皆さんが学んでいらっしゃるローマ字の書き方というのは、例えばさ行なら全部Sで表すというものです。これは訓令式と呼ばれる書き方です。しかし、一方、

街に出ますと、学校で学ぶローマ字とはちょっと違う書き方を見ます。例えば嵐山は、小学校の国語の時間では「ARASIYAMA」と習った方が多いと思いますが、駅の表示などでは「ARASHIYAMA」と書かれています。シをSHIで書くこの書き方は、ヘボン式と呼ばれます。ヘボン式は、実際の音を反映しようとしたもので、例えばさしすせそを発音すると、シの音、これはSIではなくSHIというふうに、サとは少し違う音になっています。そういうことが分かるような書き方です。同じように桂は、学校で学ぶ書き方では「KATURA」と書くこととなりますが、駅では「KATSURA」と書いてあります。こういったことにつきまして、もっと全体を分かりやすい形で整理する必要があるということでもあります。このような、これまでのルールと、現在、社会で実際に使われているローマ字との間にある隔たりをどのようにして埋めればよいのかを考えています。

あともう1つ、英語式のローマ字というのもありまして、例えば大阪というのを、私鉄では「OSAKA」と書いてあって、伸ばす音が表されていません。しかし、例えばJRでは「ŌSAKA」というふうに、オの上に横棒の線があって、大阪という長音が分かるようになっています。こういう長音、大阪ということが分かるような書き方がいいのではないかとということも含めて、ほかにもいろいろな問題があるんですけども、ローマ字の書き方というのをみんなが分かりやすいように、そういう書き方はどういう書き方なのかということを検討しているところであります。

この検討を重ねてきたわけですが、その結果、現在の段階のまとめとして、これからのルールは、社会で実際に使われているヘボン式に基づく書き方を使っていこうという方向で考え方を示しております。それから、各分野で慣用として定着してきた書き方についても整理を行っております。

今後、ローマ字につきましては、新しい内閣告示を目指して、来年度、できるだけ速やかに結論をまとめるように努力していきたいと考えています。そして、この文化審議会から答申という形で、文部科学大臣にお返しいただきたいと考えております。

まず、ローマ字のつづり方に関しては、以上のように検討状況を簡単に御報告いたしました。

続きまして、言語資源小委員会を中心に取りまとめた「今後における日本語のデジタル言語資源の整備・活用の在り方」（報告）の内容について説明を申し上げます。

言語は、歴史と伝統の中で培われてきたものであり、これまでの在り方を振り返ることで、言語の変遷や往時の文化を把握することが可能となるものです。このような言語の果たす意義などを踏まえ、言語データベースの整備・活用の在り方について検討してまいりました。

日本を代表する言語データベースとしましては、国立国語研究所による現代書き言葉均衡コーパスが挙げられます。これは、テキストを細かく分析し、品詞名や用法などの情報を付与したデータベースで、大変信頼度が高く、様々に活用されてきたものであります。ある時代の言語の在り方を詳細に記録する言語データベース、つまりコーパスは、言わば潜在的文化財としての非常に重要な価値を持っております。国立国語研究所のコーパスには、1986年から2005年までの間に用いられた1億語のデータが集められており、現在、その後のデータを盛り込むべく、文化庁の予算によりまして整備、拡充する取組が進行しております。時代を越えて言葉が果たす意義を誰もが共感できるような言語資源としてのデータベースの構築が行われるよう、国語分科会としても後押ししていきたいと考えております。

以上、国語分科会から、ローマ字と言語資源の在り方に関しまして報告を申し上げます。私からの御説明は以上です。

【島谷会長】 森山分科会長、ありがとうございました。

続きまして、著作権分科会における審議状況と今後の課題について、太田分科会長から御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【太田委員】 かしこまりました。著作権分科会会長の太田でございます。

今期の著作権分科会におきましては、著作権者不明等の場合における裁定に係る補償金の額等について審議を行うため、使用料部会を設置するとともに、DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策や著作権法制度に関する専門的事項、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について審議を行うため、政策小委員会を設置いたしました。

まず、常設の使用料部会における審議状況から御報告申し上げます。使用料部会では、著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への諮問事項である私的録画補償金の額の認可及び著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について、審議を行いました。

次に、政策小委員会における審議状況を御報告申し上げます。DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について、これまでに把握された分野ごとの課題や実態等を前提に論点を整理し、論点に係る著作権者、著作隣接権者、デジタルプラットフォームサービス事業者や関係省庁等からのヒアリング等を踏まえて審議を行いました。特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるアニメ等の映画の著作物をめぐる対価関係に関して、関係当事者からヒアリングの上、審議を行ったほか、音楽分野の対価還元に係る課題のうち、レコード演奏・伝達権について関係者からの報告等を踏まえて審議を行いました。

今後の課題についてですが、今期の審議において引き続き検討が必要とされた課題を中心に、今後も検討を進めていく予定でございます。

私からは以上でございます。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

3番目、文化財分科会の審議状況でございますが、これは分科会会長を私が兼務しておりますので、私から報告させていただきます。

お手元の資料の4から9ページが文化財分科会に該当しますが、4、5のページを御覧ください。文化財分科会では、文化財保護法153条の規定により、文科大臣または文化庁長官から諮問された案件について調査審議を行っております。今期は分科会を11回開催いたしました。国宝・重要文化財の指定等につきまして189件、登録文化財の登録について463件、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等について2,062件、さらに、文化財保存活用地域計画や重要文化財等保存活用計画の認定について86件の答申を行いました。

それでは、答申を行った文化財のうち、代表的な事例を御紹介いたします。6ページを御覧ください。国宝・重要文化財のうち、建造物につきましては、国宝1件を含む19件の指定について答申いたしました。この国宝1件は、昨年10月の第264回分科会において、重要文化財の萬福寺の大雄宝殿、法堂、天王殿の3棟を国宝に指定するように答申したものとなります。萬福寺は京都府宇治市所在の黄檗宗の大本山でございます。指定となった3棟は、中国の福州にあります黄檗山萬福寺に倣って寛文年間に新営されたもので、壮大な伽藍の中心となっている堂宇でございます。黄檗宗寺院の建築の規範として極めて高い価値を有するとともに、我が国に多大な影響を及ぼした黄檗宗による建築・芸術・煎茶などの新たな文化を象徴する深い文化史的意義も認められております。

続きまして、7ページを御覧ください。国宝・重要文化財のうち、美術工芸品については国宝5件を含む58件の指定について答申いたしました。御紹介するのは、物語下絵料紙金光明経巻第二は、この国宝に指定するように答申した5件のうちの1件になります。後白河法皇を追善供養する写経でございまして、4巻分の現存を確認できます。これらの料紙には、彩色を施す前の段階の下絵が描かれておりまして、吹抜屋台の内外に貴族の男女などの姿を確認できます。美術史では、殿上人に目や鼻がないので、目無経と呼ばれている経巻でございます。これらは制作経緯や時期、作画課程を把握できることから、物語絵巻ひいてはやまと絵研究の基礎資料として特に高く評価されています。本巻は既に国宝に指定されている2巻に比べても質・量ともに匹敵する1巻でございまして、特に貴重なものです。

続いて、8ページを御覧ください。重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財等につつま

しては、今年1月の分科会で、長崎のかくれキリシタン信仰用具1件を重要有形民俗文化財に指定し、ほか4件を重要無形民俗文化財に指定するように答申いたしました。長崎のかくれキリシタン信仰用具は、長崎県内各地のかくれキリシタンの集落で使用されていた信仰用具を網羅的かつ体系的に分類・整理した資料群であり、かくれキリシタンの信仰の状態をよく示す有形の民俗資料として高く評価されます。長崎では、江戸幕府によるキリスト教の禁教以後も、平戸や外海、五島列島などの地域で信仰がひそかに継承され、今日に伝えられてきました。本収集は、振興対象であるメダル、コンタツ、聖像、聖画や、祭祀や儀礼に使われた道具やオラショと呼ばれる祈禱文などから構成されており、我が国におけるキリシタン信仰の変遷や九州地方における民間信仰の地域的様相を考える上で重要でございます。

大変恐縮ですけど、5ページにお戻りいただき、表直下の(2)の報告状況を御覧ください。文化財の指定等に関わる答申以外では、令和4年7月に本分科会で取りまとめた「これからの埋蔵文化財保護の在り方(第一次報告書)」に基づいて、昨年6月に行われた分科会におきまして、指定相当の埋蔵文化財の第二期リスト掲載遺跡として23遺跡を、昨年12月の分科会において指定相当の埋蔵文化財の第三期リスト掲載遺跡として3遺跡を選出いたしました。なお、本年1月には第一期から第三期に掲載遺跡を統合したものを公開しております。資料は9ページに掲載されております。また、令和4年の第一次報告に基づき、令和6年8月16日には「近世・近代の埋蔵文化財保護について(報告)」を取りまとめ、現在、文化庁のホームページにて公開しております。

次年度以降での本分科会の課題としましては、引き続き国宝・重要文化財の指定等に関わる調査審議を行うこと、2つ目、令和4年の埋蔵文化財保護の報告に基づいて、指定相当の埋蔵文化財の第四期以降のリスト化に係る審議調査を行うこととなります。

以上、文化財分科会の今期の審議状況について、大まかではございますが、御報告させていただきます。

それでは、続きまして、文化政策部会における審議状況と今後の課題について、日比野部会長から報告願います。日比野先生、お願いいたします。音声が入っていないようです。日比野先生、音声が入っていませんので。聞こえておりますでしょうか。

【西川企画官】 マイクを調整しますので、順序を入れ替えさせてもらってよろしいですか。日比野先生、少々お待ちください。

【島谷会長】 日比野先生、申し訳ございません。マイクを調整しますので、順番を変更しまして、次の美術品補償制度部会を先にやらせていただきます。それでは、山梨部会長から審議状況と今後の課題について、御報告をお願いいたします。

【山梨臨時委員】 聞こえておりますでしょうか。

【島谷会長】 声が、小さいけど聞こえています。

【山梨臨時委員】 聞こえているのであれば、ちょっと声を大きめにさせていただけます。

【島谷会長】 はい、よろしくお願いします。

【山梨臨時委員】 美術品補償部会、資料の5になります。御覧ください。これまでの審議状況でございますけれども、第14期美術品補償制度部会における答申状況でございますが、この補償部会と申しますのは、展覧会において美術品損害の補償に関する法律第12条第2項の規定によって審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のためにお借りした美術品の損害を政府が補償するという、その展覧会の主催者と契約をすることについての適否を審議しているものです。今期は申請のございました展覧会についての4件につきまして、補償契約を締結することが適当であるということの答申を行いました。

1件名は「カナレットとヴェネツィアの輝き展」でございます。静岡県立美術館を皮切りに、SOMPO美術館、京都文化博物館、山口県立美術館で公開するというものでして、現在、京都の文化博物館で開催中でございます。

2つ目は、「ルイーズ・ブルジョワ展：地獄から帰ってきたところ 言っとくけど、素晴らしかったわ」という展覧会です。森美術館で開催をされました。

3件目は「モネ 睡蓮のとき」という展覧会で、国立西洋美術館、京都市、豊田市美術館などに巡回するものですけれども、西洋美術館では本当にたくさんの方が御覧いただいたことと思います。現在、京都市美術館に巡回中でございます。

4件目はこの間始まりました東京都美術館での「ミロ展」でございます。

この4件が補償に適するものとして答申をしたところでございます。

近年の傾向でございますけれども、パンデミックがございまして、コロナの影響というのは脱しましたけれども、一方で原油価格の高騰ですとか、2024年の問題と言われました輸送コストの問題というのがございます。また、海外からの輸入展示ということでは、日本の円が大変安くなっておりますものですから、借り受けるのに大変にコストがかかるということもございまして、申請数が低調傾向にございます。また、今回4件契約をいたしました展覧会、御覧いただきましても、やはり大型の展覧会をできる大型館、そして多くの場合、新聞社さんの後援などが入っていると、そういうような傾向がございます。

今後の課題でございますけれども、こういう社会経済情勢の変化等などを勘案いたしまして、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る必要があるという認識の下、この制

度自体を見直していく必要があるのではないかとということで今、議論を進めているところでございます。

美術品補償制度部会の御報告、以上でございます。

【島谷会長】 山梨会長、ありがとうございました。

、ほかのなじみのない先生方に対して教えていただきたいことですが、国家補償に関しては、50億を超えたものについて国が補償をするという、その金額については変わっていないということでしょうか。

【山梨臨時委員】 現状は変わっておりません。それで、その50億の補償というのが適するかどうかということの議論も現在、美術品補償制度部会で行っているところです。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。また全部終わった後にキャッチボールさせていただきますので、その折に、興味ある方は御発言ください。

続きまして、6番目、世界文化遺産部会の審議状況につきまして、菱田部会長から報告をお願いいたします。

【菱田委員】 菱田ですが、聞こえていますでしょうか。

【島谷会長】 はい、聞こえております。

【菱田委員】 よろしいでしょうか。

【島谷会長】 はい。

【菱田委員】 では、説明をさせていただきます。資料6を御覧ください。世界文化遺産部会では、これまでの部会の中で、もちろん世界遺産一覧表記載資産の保全状況等についての議論、あるいは昨年7月にインドのニューデリーで行われました世界遺産委員会での議論などについて検討を行うなどしておりますが、多くの時間を世界遺産一覧表への推薦候補に関する審議に費やしてまいりました。本年度は、推薦を希望する「飛鳥・藤原の宮都」について、ヒアリングを含めて数多く部会をこなしております。特にその資産群の説明戦略、あるいは藤原宮跡をはじめとして、構成資産の保全の状況についてヒアリング等、時間を取ってまいりました。結果として、9月に「飛鳥・藤原の宮都」を推薦候補として答申をいたしております。その後、推薦書等の進捗状況を確認しながら、選定された「飛鳥・藤原の宮都」について、この推薦書案を審議し、1月の部会において、日本政府から推薦されることについて、文化審議会として了承をしたところでございます。

この「飛鳥・藤原の宮都」は、別紙に簡単な概要を掲載しております。もう申すまでもないといえますか、日本で最初に形成された首都としての飛鳥から藤原にかけて、これを国家形成期における顕著な遺跡群としてくくっているということになります。こうした中央集

権的な国家体制の成立というものを考古学的な遺跡によって説明できるというところに顕著な普遍的価値を見出そうとしております。

もちろんこれ、小学生の皆さんも、小学6年生の歴史の時間で学ぶことがあると思いますが、けれども、多くの国民の皆様にも知られている内容になりますが、説明では、これ、海外の方にとってなじみがないということで、大きく2つの時期に分けて説明するという戦略を取っています。2番目の構成資産のところにありますように、7世紀半ば過ぎぐらいまでの飛鳥の宮都としている資産群、それから7世紀末から8世紀初めにかけての藤原の宮都としている資産群の2区分であります。内容は1つずつ申し上げると時間がありませんが、それぞれ宮殿・官衙、それから仏教寺院、そして墳墓の3つをそれぞれについて提示をし、それが変化していく姿という中に日本の国家形成を重ねようというふうに説明をしております。

今後のスケジュールになりますが、一番最後に書かれてありますように、令和7年の夏から秋頃に国際記念物遺跡会議、通称イコモスの現地調査があります。そして、令和8年にイコモスの勧告が出て、その後、世界遺産委員会において登録可否の審議・決定がなされるという予定になっています。

以上、世界文化遺産部会で議論してきました主たる内容であります「飛鳥・藤原の宮都」について説明を申し上げました。以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

それでは、日比野先生と、音声がつながったと連絡がありましたので、文化政策部会の状況につきまして、日比野先生、お願いいたします。

【日比野委員】 聞こえていますでしょうか。

【島谷会長】 はい、聞こえております。よろしく申し上げます。

【日比野委員】 よろしく申し上げます。文化政策部会における審議状況と今後の主な課題の御報告をさせていただきます。

こちら、資料(1)になります。文化政策部会では、令和5年2月に第2期の文化芸術推進基本計画の答申案をまとめております。3月には同計画が決定されております。

第2期においては、令和5年から5年間の計画となっております、中間年度である令和7年度の終了後には中間評価を実施することとし、その際の指標については、第1期計画の指標のうち、継続して参照することが望ましいものにおいては引き続きの活用をし、新たな指標も積極的に活用することとし、その精選を文化審議会の文化政策部会を中心に行うこととされました。これを受けて、有識者による専門的な検討を経て、文化芸術推進基本計画(第2期)の進捗を把握するために活用する指針を取りまとめました。

具体的な指導については、計画期間内（令和5年から9年の5年間）において実施する施策群を含む政策の評価・検証を行うため、第2期計画における重点取組（6項目）を対象に、16の目標を設定し、目標ごとにその進捗を評価するための指標、そして指標の出典となる調査を定めております。詳細については別紙で一覧がありますので、その整理表を御覧いただければと思っております。

次に、今後の課題といたしまして、評価・検証する際に、個々の指標のみでなく、関係団体・有識者等からの聞き取りなどによる定性的評価を含め、進捗状況全体を適切に把握することが重要であると考えております。先月には、この指標に基づき、今年度のフォローアップを行いました。単に事業の実績の数値を追うだけではなく、その数値には表れていない影響などをどのように把握していくのか、委員の中でも意見交換を行ったところです。今般定めた指標においても、定性評価の観点という項目を設けているものが多くあります。そのことから、今後の課題として、これらの具体的、そして中間評価に向けた定性評価の方法の検討を進めていくこととしております。この定性評価というものをどのようにしていくのか、ある意味、開発していくのかというところがとても重要であるということが今後の課題であり、この定性評価のやり方については、大学においても、各文化機関においても、様々なところで今、取り組んでおりますので、そういう各方面からの最先端な調査の方法などもリサーチしながら進めていければと思っております。

以上になります。

【島谷会長】 日比野会長、ありがとうございました。

続きまして、無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題について、部会長の松田委員から報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【松田委員】 無形文化遺産部会の部会長の松田でございます。

資料7に沿って御報告申し上げます。令和6年度、部会におきましては、無形文化遺産提案候補として「書道」を選定いたしました。この提案候補というのは、ユネスコの無形文化遺産保護条約に規定されている人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、一般的に代表一覧表と呼んでいるものですが、ここにどのようなものを載せるかに関して、日本政府から提案する候補として、文化審議会として「書道」を推薦するという、その選定でございます。

2の今後の課題にそのまま続きまして、先ほどのユネスコの無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について、引き続き検討、審議を行っていくという予定でございます。

「書道」は、昨年度も提案候補として選定されました。しかし、ユネスコの事務局にて審議件数の上限を上回った場合には、これは国にもよるのですが、日本の場合は、その年の

審議は見送られて、翌年に優先的に審議されるということになっております。それに従いまして、昨年度も書道を提案しましたが審査に至らず、今年度もう一度提案したということです。

参考のところの一番下を先に見ていただきたいのですが、改めて今回選定した「書道」につきましては、来年度になります。令和8年11月末ぐらいから12月上旬に審議となる可能性が高い、そのような状況です。

3の参考の1つ目のポツですが、無形文化遺産部会にて同じく昨年度、本提案とは別に拡張提案の候補も選定しました。既に登録されているものの構成要素を増やす拡張提案を昨年度は特別として認めるということでしたので、日本からは、「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木像建造物を受け継ぐための伝統技術」の拡張提案を行いました。これにつきましては、今年度12月にインドのニューデリーで開催される、第20回無形文化遺産保護条約政府間委員会において登録審議がなされる予定となっております。

次のページに、今年度再び推薦することになりました「書道」の概要が上がっております。昨年度のものとは大体変わらず、少しブラッシュアップした点もございますが、このようなものを今回、部会としては推薦すべく選定したということでございます。

以上、部会からの報告でした。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続いて、8番の文化経済部会の審議状況につきまして、吉見座長から報告をお願いいたします。吉見さん、お願いいたします。

【吉見臨時委員】 文化経済部会長を拝命しております吉見でございます。

参考資料の1を御覧いただきたいと思っております。文化経済部会は令和3年12月に我が国の文化と経済の好循環に資する事項の検討を行うために、文化審議会の下に設置されて、今年度に至るまで、4期にわたり議論を続けてまいりました。令和4年3月に取りまとめました、第1期報告書というふうに我々は言うておりますけれども、この中において、文化と経済の好循環を実現するためには2つの創造的循環、すなわち文化芸術活動を生み出す土壌を豊かにする第1の循環と、文化芸術活動の経済的価値を高めていく第2の循環、これを連動させていく、この構造的な基盤が必要であるというふうに考えまして、第2期以降は具体的なアクションプランに落とし込みながら議論を重ねてまいりました。

このほか、今回、参考資料の1として提出させていただきました報告書は、第2期から審議をしております論点の中で、特に文化芸術団体に資金が循環する方法、それから文化芸術的

な場を活性化する方法、この2つに焦点を当てて議論を深めたものでございます。論点1、論点2としておりますけれども、それぞれについて簡単に御紹介させていただきます。

まずは今回の資料の25ページを御覧いただきたいと思います。論点1の文化芸術に資金が循環する方法についてです。これについて、大変詳細な議論をしまいりましたので、そのポイントのみを列挙するにとどめたいと思いますが、第一に、これは25ページ、資金調達手法の多様化・複合化、それから26ページに細かく示しておりますように、民間投資による資金調達の仕組みの整備、そして第3に、これは27ページですけれども、寄附に関する制度の整備、それから第4に、これは28ページになりますけれども、企業版ふるさと納税の活用、それから29ページになりますけれども、バックオフィスの共同化と組織経営上の課題の解決、それから6番目に、これは30ページになりますが、プラットフォーム作りとアクセラレーター育成、これらについて議論をしてきたわけでございます。詳細は報告書の中に詳しく御説明しておりますので、ぜひそちらを読んでいただきたいと存じます。

そして、論点2、つまり文化芸術活動の場の活性化についてけれども、これは32ページ以降に書いてございます。第1点として、建築物に対する規制・補助金行政の見直し、第2点として、大都市と地方で異なる建築活用施策が必要なこと、それから33ページになりますけれども、地域特性に応じた税制と実際の役割の確認、4番目ですけれども、34ページで、具体的な活用モデルを開発していくこと、さらに建築文化ワーキングの設置とそこでの議論の進捗です。そして36ページ、かなり成功裏に、第2回文化経済部会シンポジウムをこの年初に開催させていただきました。これは場の活性化をテーマにしたシンポジウムでございました。そして、37ページには、別の部会の報告と重なりますけれども、文化審議会文化施設部会との連携ということについて御説明をしております。

これらの2つの論点に加え、これまでのワーキングの報告のフォローアップ、それから現在進行中の、とりわけアートアート振興ワーキングの議論を要約しています。

これまでのフォローアップで言うと、とりわけ文化芸術カウンスル機能検討検討ワーキングの報告書のフォローアップをしてきております。このワーキングで出てきた非常に重要な論点として、これは39ページの資料になりますけれども、我が国の文化芸術活動に関する情報の網羅的な収集と標準化、そして各文化芸術団体への伴走型支援に係る組織体制の強化、さらに補助金の付与だけでなく、それらの団体の文化芸術活動が経済と好循環の中で長期的に持続可能となる仕組みの構築、これらの基盤をつくっていくのかということについてのワーキングのフォローアップとしての議論を現在しているところです。

もう1つ、アート振興ワーキングからは、大変重厚な、きわめて意欲的な報告書が出てお

りますので、後でちょっと触れさせていただきます。

最後、まとめですけれども、44ページ以降を御覧ください。文化芸術カウンスル機能検討ワーキングのほうで、昨年度、文化芸術団体の情報集約と可視化、文化芸術の社会的価値・経済的価値の可視化、文化芸術団体の運営への伴走型の支援、そして文化芸術団体への補助金の配分方法の検討ということが課題として示されました。そして今回、資金の問題と場の活性化という問題に論点を絞って議論してきたわけですが、来年度以降、その先にあります人材育成の問題にフォーカスをしていきたいと考えております。

資料の45ページ以降ですが、我が国では、ネーションワイドにアーティストの育成、団体育成を進め、日本の文化芸術を国内外に展開していこうとする取組が今、いろいろな形で緒に就いております。これを発展させていくためには、経済との循環が極めて重要なテーマになってきます。この点についてのさらなる議論は、資料の46ページ以降に詳しくまとめておりますけれども、そちらをぜひお読みいただきたいと思います。

最後に、先ほどちょっと触れました、これは資料の57ページ以降ですが、アート振興ワーキンググループの報告書として、「我が国における理想の美術館像について」というまとめの報告書が出ておりますので、一言触れます。本文だけで38ページ、それに同じくらいのボリュームの資料がついた、非常に厚みのある報告書になっております。

これもお読みいただきたいのですが、アート振興ワーキングにおいては、国内美術館の在るべき姿を示し、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム、これをアート・エコシステムと呼んでおりますけれども、このエコシステムの中にある美術館の役割や在り方の再構築を促す提言をしております。既に諸外国で取り組まれているグローバルスタンダードを視野に入れ、我が国における理想の美術館像は一体どのようなものであるのかについて検討してきたのでございます。我が国のアート振興における美術館の役割や美術館の社会的な位置づけ、また、理想の美術館を実現するためのマネジメントの在り方を明確にし、今後のアート振興についての提言をしております。

具体的には、57ページの下にまとめておりますけれども、理想の美術館を実現するためには、ある種のトランスフォーメーションが必要で、ミッション・ビジョン・バリュー、組織の在り方、財務・収益モデル、広報・パブリックリレーションズ、教育と社会貢献、環境意識という6つの観点から、検討結果が報告書に詳しく示されておりますので、ぜひ文化審議会におきましては、これらの報告書で提案させていただきましたことについて、今後とも注視していただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。

【島谷会長】 吉見先生、ありがとうございました。

続きまして、9番目の文化施設部会の審議状況につきまして、田中部会長、お願いいたします。

【田中委員】 第1期文化施設部会における審議情報と今後の課題について御報告いたします。

資料のほうは128ページ、1枚のみになっております。そちらを御覧いただけると分かるかと思うんですけども、今回の文化施設部会というのは、2回開かれただけになります。1月と3月にそれぞれ開かれておりますけれども、このようにちょっと準備が遅れましたのは、この部会が、これまで5期にわたって開催されました博物館部会から文化施設部会というものに新たに改組するというタイミングであったということがございます。そのようなこともありましたので、1月の会議のところに書かれておりますとおり、まずは検討の対象となる文化施設の範囲やこの部会の方向性について議論を行いました。この部会が一体何を達成することを目指していくのかということをはっきりと明らかにしていきつつ、もう1つ、とても重要な点になりますけれども、この文化施設というものをどういうものとして捉えていくのかということが重要な議論の検討の論点というものになっております。

これまで、文化施設といいますと、既存の美術館、博物館、あるいは劇場、コンサートホールといったものをまず考えがちですけれども、もっと広くいろいろなものも、地域地域にあるいろいろな施設が文化施設になり得るというようなことを考えて、新たなそういった文化施設の運営や経営の在り方、地方、地域をどのように活性化するのかということについて議論をしたところになります。とりわけ、本部会が踏まえるべき社会状況の変化につきましては、文化施設にとどまらず、公共施設全般が直面する課題を部会全体で共有いたしました。その上で文化施設、先ほども言いましたとおり広く捉えておりますけれども、今後の文化施設の在り方について、多角的な取組に対する事例、特にすばらしい事例や、そして重要な点になりますが、指定管理者制度を含めて審議を行ったところになります。特に、様々な地方、地域ですばらしい取組がなされているわけですけれども、そういったものがほとんど世の中的には知られていないということもありますので、そういったものの全国的なレベルでの可視化といったことも、これから先、重要な論点になっていくのではないかというふうに思っております。

そして、本部会の下には、博物館ワーキンググループ及び劇場・音楽堂等のワーキンググループを設置いたしました。博物館ワーキンググループにおきましても、劇場・音楽堂ワーキンググループにおきましても、それぞれの分野におきまして基準、指針となるようなもの

の告示、その改正を目指して、専門的な見地から、現在、活発な審議が行われているところになります。僅か2回しか今回、開催されておりませんので、具体的な成果というものはむしろ来期に継続、引き継いでいきたいというふうに考えております。

このような審議状況を踏まえまして、その来期、次期の部会におきましては、引き続き社会の変化の下での文化施設の在り方について、そして博物館の設置及び運営上の望ましい基準、あるいはコレクションマネジメント等の検討を含む博物館機能の強化について、そして劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針等の検討を含む劇場・音楽堂等への支援の在り方について、こういったことに審議を深めていく必要があると考えています。引き続き各委員の御知見をいただきながら、有意義な意見交換を行っていききたいというふうに思っております。

以上、簡単ではありますが、第1期文化施設部会の審議状況と今後の課題についての御報告になります。以上になります。

【島谷会長】 田中部会長、ありがとうございました。

一通りこれで各部会からの発表を終わりましたので、御質問や御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

【吉田委員】 御説明ありがとうございました。吉田と申します。

最後の文化施設部会に対して質問があります。文化施設部会では、文化施設をどのようなものと捉えるかという議論があるというお話を伺いましたが、資料を拝見すると、博物館、劇場、音楽堂等が書かれているのですが、地域に残されている、文化財でいうと美術・工芸と並んで歴史資料という古文書の史料群を扱う文化財概念がありますが、そういうものが地域では資料館あるいは文書館という施設で保存し活用されているわけです。非常に地味ではありますが、地域に残された様々な史料を閲覧に供し展示しているそうした施設も、文化施設部会の検討の対象に入れていただいているか、あるいは入れていただけるのかということをお尋ねしたいと思いました。

【島谷会長】 田中さん、いかがでしょうか。

【田中委員】 田中です。今御指摘いただいたようなものも検討の対象にぜひぜひ入れていきたいというふうに思っています。どのような場所も文化的な活動を行っていくための重要な施設になり得るという、本当に広い範囲で考えていく必要があるというふうに思っておりますので、今御指摘のありました資料館等々も含めていくというふうにお考えいただいで大丈夫かというふうに思います。

【吉田委員】 ありがとうございます。

【島谷会長】 かなり時間が押しておりますので、次の議題に行かせていただきたいと思
います。

最近の文化行政の動向につきまして、事務局より報告いただきたいと思います。説明をお
願いいたします。

【横井政策課長】 政策課長の横井でございます。先ほど報告のところで音声の不手際が
ありまして、申し訳ございませんでした。

それでは、最近の文化行政の動向としまして、文化行政の進捗状況のほうを報告させてい
ただきます。

資料10、京都移転後の主な取組についてという資料を御覧ください。2ページ目ござい
ますけれども、京都移転の目的の1つとして、目指すビジョンの下のところですが、基本計
画の2期の抜粋にあるとおり、国と地方の連携を一層進め、地方創生に資する文化芸術を振
興していくこととしております。そうして取り組んでまいりましたのが関西地域にある自
治体・団体との連携、これが左側、取組1のほうでございます。右側、取組2のほうにありま
す文化観光、食文化の振興に重点を置いて取り組んできたところでございます。冒頭の都倉
長官の御挨拶のほうでも十分に紹介させていただいたところではございますが、それをな
ぞるような形で御紹介させていただくことになろうかと思いますが、よろしくお願いま
す。

まず、取組1のボックスのところでございますけれども、現在、文化庁では、都倉長官が進
めておりますCBXの考え方に基づいて、具体的には下のところでございますけれども、関係
自治体・団体と連携しまして、京都・関西での取組の展開としまして、MUSIC AWARDS
JAPANへの協力、それからMUSIC LOVES ARTの展開、ナイトタイムエコノミーの推進な
どに取り組んでおります。

また、続きまして、3ページ目でございますけれども、関西広域連合・関西経連・文化庁連
携プラットフォームと、令和5年7月に文化芸術立国実現のための共同宣言を採択して、これ
に基づいて各種取組を進めているところでございます。

4ページ目をお願いいたします。4月から開催される大阪万博に向けた文化庁の取組をま
とめたものでございます。

5ページ目をお願いいたします。万博関連の中でも、先ほども長官から御紹介しましたけ
ども日本博2.0の取組、万博に向けて、最高峰の文化資源をさらに磨き上げて、インバウ
ンド需要に的確に答えて、万博から各地への誘客を図るための取組でございます。

6ページ目は都倉長官提唱のCBXの考え方をまとめたものでございますので。

7ページ目、MUSIC AWARDS JAPAN、本年5月に京都で開催することとしております。

8ページ目でございます。音楽とアートの融合ということでやっておりますMUSIC LOVES ARTを本年も続けてやってまいります。

9ページ目、国際アートフェアとの連携についても、ここ数年続けております。

10ページ目につきましては、昨年9月に開催しました日中韓の文化大臣会合の様子をまとめたものでございます。

11ページ目は、昨年10月に初めて京都で開催しました文化庁芸術祭オープニング公演の様子でございます。

12ページ以降は食文化推進本部、文化観光推進本部の取組について書かせていただいております。

13ページ目ですけれども、昨年12月にユネスコ無形文化遺産として「伝統的酒造り」が記載されることになりまして、文化庁でもシンポジウム等広報活動を展開しております。ここ京都でも、関係団体の方々に広報活動等をしていただいたところでございます。

14ページ目、文化観光につきましては、文化財を活用した文化観光推進による地方創生のパッケージというものを令和6年2月に作成し、これに基づいて進めております。

15ページ目は、本年2月に京都の二条城で日本遺産10周年記念式典というものを執り行いました。

16ページ目、スポーツ庁、観光庁と3庁連携ということで包括連携協定、これまでも結んでおりましたけれども、その改定を本年2月に行ったところでございます。

以上、京都移転後の取組ということで紹介させていただきました。

続きまして資料11のほう、文化庁予算、令和7年度分について御説明いたします。

1ページ目のところでですけれども、左側の文化資源の持続的な保存・活用による好循環の構築、それから右側の世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信の2本柱で構成しております。全体としましては、左上のところになりますが、対前年度1億円増の1,063億円を計上しているところでございます。

このほか、その下のところで注記を付しておりますけれども、注記の2つ目のところ、米印の2つ目のところでございますが、国際観光旅客税財源事業としまして84億円、その下のところ、令和6年度補正予算としまして、全体で569億円を計上しておるところでございます。これで合わせて1,700億円程度で進めているところでございます。

補正予算の個々の額につきましては、各事項の一番右側に黒の墨つき括弧で記載しているところでございます。文化資源の持続的な保存・活用、好循環のところでございますけれ

ども583億円、補正予算で251億円ということで、文化財関係予算の予算をしっかりと確保するとともに、世界に誇る多様な文化芸術の創造発信としまして435億円、補正予算で318億円を計上しております。グローバル展開、CBXの推進、クリエイター等の育成による国際プレゼンスの強化等に取り組んでいるところでございます。詳細については2ページ以降に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

【島谷会長】 簡単と言いながらもかなり詰め込まれていましたので、後で皆さん、しっかり読み込んでいただきたいと思います。

かなり押しておりますが、今年度最後の総会になりますので、この1年、あるいは今回で区切りを迎える委員もいらっしゃいますので、これまでの振り返りや今後の文化政策に関しての意見、期待、その他を各委員からそれぞれ2分程度で発言をしていただきたいと思っております。

日比野先生が途中で退席されますので、一番最初に御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【日比野委員】 ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

【島谷会長】 はい、聞こえております。

【日比野委員】 本当は京都移転の、今の最後のところでも、やはり京都ならではの、移転することによって文化庁の文化政策というものを改めて考える機会も幾つか出てくるのかなと思っております。

先ほどの報告の中でありました政策部会におきましては、定性評価というものをどのようにしていくのかという、やはり数値、入場者数とか、割合とか、パーセンテージとか、前年度比の成長率とかなどなど、やっぱり数字というものはとても分かりやすく、気づきの部分にはなりますけれども、それだけにとらわれると、やっぱり見逃してしまうものも多く文化というものには出てくるかと思えます。その中で、どのようにしてこの定性的なものとということで、やはり学ぶプロセスですとか体験するプロセスというものが大事である。そして、それも個々によって浸透具合とか吸収具合、そしてそれがまた個人の中で醸成されて表面化する、行動に移すというものの度合いも、やはりそれは個人個人が全く違ってきますので、そういうものを感覚的には、芸術文化に関わる者は肌感で分かっているわけですが、それをどのようにしてこのような評価、そして共有して次の指針、行動、施策に移していくのかということとはとても難しいですけれども、重要な、そして意義あることだと思っております。

例えばAIの力とか、膨大なデータを収集して、それを解析して、予測を立てて指針をつくっていくとかというようなものも、最先端の機器なども加えながらというようなことも、ちょっと個人的には考えたりもしておりますし、私に関わっている東京藝術大学においても、評価の新しいものを開発していく、そして様々な文化施設とか、技術的なものを携えている企業とか、そしてフィールドとしての地方自治体とかというところと絡めながら、政策部会、そして各部会の中でも関連するところがたくさん、今の報告を聞いていてもありましたので、協力しながら、情報共有しながら進めていければと感じました。

すぐ退席ではないので、皆さんの報告を多少聞かせてまいりたいと思っております。島谷会長、ありがとうございました。

【島谷会長】 日比谷先生、ありがとうございました。今ので4分ぐらいです。2分というのは結構短いので、各委員とも、大変申し訳ないんですけど、もうかなり押していますので、2分程度でよろしくをお願いします。

じゃ、ここからは五十音順でいきますので、相澤委員、お願いいたします。

【相澤委員】 聞こえますでしょうか。

【島谷会長】 はい、聞こえております。

【相澤委員】 本年は、国語分科会の言語資源小委員会で、言語資源の整備・活用の在り方についての審議に参加させていただきました。サイバー空間上では様々なメッセージがやり取りされ、物理的な距離がなくなり、言語の壁もなくなりということで、統合化が進んでいます。逆にバイアスや分断化、フェイクやAIが生成するテキストの信頼性などの様々な課題もあります。このように言語の空間は、劇的な変化の途上にありますので、日本語の言語空間というものを次の世代にどのような形で伝えていくかということ、今まさに議論すべきであることを実感した1年となりました。本件につきまして、今後も活発な問題提起と議論がなされることを願っています。

以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

引き続きまして、植木朝子委員、お願いいたします。

【植木委員】 国語分科会に所属しております植木朝子と申します。

国語分科会の中でも言語資源小委員会に所属しまして、先ほど森山分科会長から御報告がありましたが、相澤委員長の下で、今後における日本語のデジタル言語資源の整備・活用の在り方をまとめる議論に参加させていただきました。言葉を文化財と位置づけて保存することの重要性と大規模コーパスの社会活用の可能性について、多くを学びました。経済効

率、生産性を求める社会風潮の中では、芸術、言語文化含め、文化というものは、ややもすればないがしろにされてしまう傾向にありますけれども、人が生きていくためにはもちろん欠かせないものです。

私事で恐縮ですけれども、私は日本の古典文学を勉強しておりまして、京都では北野天満宮の曲水の宴の復興や都をどりの構成・作詞に携わらせていただいて、伝統文化の重みを改めて感じております。学生たちと向き合う中では、伝統文化を若い世代に伝えていくことの重要性も日々痛感しております。京都は大学のまち、学生のまちと言われております。京都に移転してこられた文化庁と、大学のみならず小中高校も含めた教育機関が連携して、伝統文化を若い世代に継承していくことも大切なのではないかと感じております。行政と教育機関の連携に関する全国展開のロールモデルとして、まずは京都からということなのです。

ちょうど本日、大学コンソーシアム京都と文化庁との連携協定が結ばれるとお聞きして、大変喜んでおります。言葉、芸能を含めた文化の保存と活用に関して、自分にどのようなことができるのか勉強しながら、今後も日常的にもしっかりと考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、著作権分科会のほうから、太田勝造委員、お願いいたします。

【太田委員】 著作権分科会といたしましては、生成AIをはじめとする急激な社会変化をはじめ、急激な科学技術の進展に伴う社会変化が生じて、それが様々な社会問題を惹起していると認識しております。このように、非常にチャレンジングな現在の状況の中で、クリエイター、プラットフォーマー、ユーザー、コンシューマー、業界団体等、利害が相互に重なったり、対立したりしうる方々に対するインタビュー調査、ヒアリング調査をし、検討をしております。文化の発展が適正な対価還元を伴いつつ、国民一人一人の幸福度の増大に直接つながるような法制度を模索しておりますが、従来の古い著作権制度ではちょっと対応できないかもしれないというようなところまで来ており、大変苦慮しているところでございます。

私自身は法社会学といいまして、インタビューをしたり、アンケート調査をしたり、統計分析をしたりするという研究を専門としておりますので、ヒアリング調査自体、私にとっては自分の研究と重なるものが多々ありまして、大変に勉強させていただいております。今後とも科学技術の進化がそのまま国民の幸福の増大につながるような社会制度を模索していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

私からは以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

文化財分科会のほうから、黒田龍二先生、お願いします。自らの思いで結構ですので、代表してということではなくて。

【黒田委員】 建造物担当なんですけれども、担当というか専門が建造物なんですけれども、ほかの部会を拝見させていただいていますと、羨ましいなという感じがいたします。未指定のものであっても、いいものは大事にされているという感じがしますが、建造物の場合は、未指定のものの中で大事なものというのは煙たがられる傾向がありまして、私なんか下手に、これはいいものですからぜひ残したいと言うと嫌な顔をされるというのがほかの部会との大きな違いかなと思いつつ、特に個人所有のものはそういうことが多くて、これからこの文化財行政の中で、少子高齢化に耐えていくというのは非常に大変なことだなと。私も高齢になってきて、しかしながらどうしようもないなと思いつつも、ぼけてはきましたけれども、もうしばらく頑張ろうかとは思っております。

以上です。

【島谷会長】 黒田先生、ありがとうございました。

著作権に所属されている河野康子先生、お願いします。

【河野委員】 日本消費者協会の河野康子でございます。私は一般市民、それから消費者の立場で文化審議会に参画させていただいております。改めて我が国の文化芸術のありようを知る貴重な機会であり、また、同時にそれらを保護、維持、発展させる努力をされていらっしゃる関係者の皆様の御尽力に、本当に頭が下がる思いでございます。本日は、これからの我が国の文化芸術を担ってくださるジュニア大使の皆さんの御参加ということもあって、それもとてもうれしく思っています。

私は一貫して著作権分科会に所属しております。知的財産をめぐる既存の法律を基にした関係者間の権利処理の問題と、多様なコンテンツを活用したビジネスにおける収益の分配をどうするかという問題などに向き合ってきました。時代は生成AIの社会実装など、デジタル技術の利用が進んで、デジタルプラットフォームやスマホなど、新しい流通経路を通じて、いろいろな形でサービスが提供されているという構造的な変化に対して、特にクリエイターとその周辺の関係者の皆様からは、喫緊の対策が待ち望まれていると強く感じております。

海外からのインバウンド観光客が増え、異文化の視点から我が国の文化芸術を体験していただく機会が増えたことで、思いもかけないようなものやイベントなどが注目され、デジタル技術の進展も相まって、我が国の文化芸術は伝統的なものからバーチャルの世界まで、

本当に裾野も広がり、将来に向けて大きな可能性を感じられる状況になってきたと思っています。大変学びの多い会合ですけれども、新たな技術の社会実装による環境変化に対する喫緊の議論の必要性を強く感じた1年間でした。どうもありがとうございました。

【島谷会長】 ありがとうございました。

続いて、高部眞規子先生、お願いいたします。

【高部委員】 著作権分科会の使用料部会に所属しております高部でございます。私は長いこと裁判官を務め、知的財産権訴訟を担当してまいりましたけれども、裁判所では今、知財訴訟の中で、著作権の事件が最も多い状況になっております。従前はせいぜい2割ぐらいだったものが、今は50%を超えたということで、知財訴訟の中でも特に著作権の紛争が多くなっていると思います。

私の所属している使用料部会では、著作権者不明の場合にどうやって著作物を利用するか、適法に利用するために文化庁長官に補償金の額を申請していただいで決めるということをやっていますけれども、そういった方たちは非常に合法的に申請をされているわけです。これに対して、裁判所に来る案件は、今、AIですとか、あとネット社会によってみんなが創作者、著作権者になると同時に、利用をする方が、適法でない形で利用をされることも非常に増えているという現状で、著作権制度の重要性を実感しているところです。文化庁でも、CBXですか、日本の文化芸術の自立性、持続性を実現するための政策を推進されるということですが、今後もその一翼をぜひ担っていきたいと思いを新たにしたところでございます。どうもありがとうございました。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、西美の田中さん、お願いいたします。

【田中委員】 美術館の世界では、ここ数年、アクセシビリティとか、インクルージョンとか、ウェルビーイングという言葉が盛んに使われるようになってるんですけども、各美術館、博物館がそういった活動をどんどん、どんどん広げていって、かつ深めていって、盛んに行うようになりましたが、そういったことを社会的なインパクトの果たしている、そういったことを美術館が果たしているという形で、先ほどもありました、ぜひ定性的な指標等々に示せるようにしていくことが重要なことじゃないかなというふうに思っております。そういった観光とか教育まで含めて、美術館、博物館がどんな社会的インパクトを持っているのかということを中心に定性的に可視化できるようになっていけば、そこには経済的な効果もあって、投資であるとか、寄附であるとかというものも入ってくるようになると思いますし、いわゆるインパクト投資というものですけれども、そういう形でさらにアートの

エコシステムというものを構築していくことにもつながっていくのではないかというふうに思っております。ですので、ぜひそういったものがつくられるような成果が今後出てきてくるといいなというふうに思っております。

以上になります。

【島谷会長】 ありがとうございます。

続きまして、中江さん、よろしく願いいたします。

【中江委員】 国語分科会のローマ字小委員会に所属しています中江です。

ローマ字のつづり方について、この1年、ずっと会議で参加してきたんですけども、くしくもローマ字というのは、ふだんいつも触れていると思っていたんですけども、実は自分はよく分かっていなかったなと。外側から日本語を眺めるような、そんな気持ちに何度もなりました。やっぱりローマ字というのは、固有名詞なんかで使われますけど、例えば東京とか大阪とか京都というのは、もう長音の記号がなくても伝わるんだなって。当たり前のことですけど、それを改めて認識するということが、日本という国のことを、このローマ字小委員会の会議を通じて何度も何度も感じましたし、外国から見たときに、日本ってどういうふうに見えるのかなとか、あるいは今、メジャーリーガーで大谷翔平さんが非常に知られていますけど、大谷のローマ字表記というのは長音がHになっているとかそういうことも、言われてみて初めて意識するようなどころがありました。

こうやって、日本は今、インバウンドを中心にビジネスパーソンなんかもたくさん来ていますが、最初に日本語に触れるというよりも、ローマ字から入っていくことが多いと思うので、そこのあたりというのは非常に実は重要な教育なんだろうということも感じました。どうもありがとうございました。

以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、西岡先生、お願いします。

【西岡委員】 文化財分科会に属しております西岡でございます。今年度で退任させていただくことになりました。私自身は民俗文化財、特に無形の民俗文化財を専門としております。この分科会でそういう枠組みをぐっと広げていただいた、あらゆる文化財を多角的に勉強させていただく、とてもよい機会になりました。今後は、ここでいただいた知見に基づいて、地方自治体あるいは現場でそれを生かせたらと思っております。どうもありがとうございました。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、野嶋さん。

【野嶋委員】 野嶋と申します。この1年間、主に無形文化遺産部会に関わってまいりました。ユネスコ無形文化遺産条約のカテゴリー2センターというところで仕事をしています。ふだんから条約に近いところにいるのですけれども、今回、無形文化遺産部会に参加したことで、日本政府がどのように提案に向けた努力をしておられるのかということを実際に、そのプロセスも含めて知る貴重な機会にもなりました。

無形文化遺産に関しては、今年度は12月の政府間委員会で「伝統的酒造り」がリストに記載され、また次のリスト記載案件として、部会では「書道」を再提案するということが決定しました。このように、生活文化と言われるものが条約のリストに記載され、そのことがニュース等で報道されることで、身近なところにある様々な実践が、実は無形文化遺産なのだという理解の促進につながっていると思っております。非常に歓迎しているところです。また、部会の議論の中では、アートとしての「書道」ではなく、より幅広い、教育ですとか書道教室も含め、幅広い社会的実践として位置づけ、提案に結びついたということは、条約の理念にもかなっていて、とてもよかったと思っております。

しかしながら、無形文化遺産に関しては、日本の文化財保護法との間のギャップは依然としてあり、また、文化財保護法で守るべき無形文化遺産、文化財の価値基準と無形文化遺産条約における位置づけをそもそも行わないという方針との違いもあると思っております。ユネスコのリストというのは、あくまで無形文化遺産の多様性を例示するためのものであって、実際には私たちの身近なところに様々な無形文化遺産があるということ、また、そうした無形文化遺産こそ大切にしていかなければいけないということを、より積極的に今後発信していただけると、条約のさらなる理解促進につながるのかなと思っております。

以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、菱田先生、お願いいたします。

【菱田委員】 菱田でございます。先ほど、世界文化遺産部会の報告をさせていただきました。「飛鳥・藤原の宮都」が今回こういう形で答申できたわけですが、私自身の専門も飛鳥時代の考古学で、これまでそういった立場でもあって、こういう巡り合わせで部会長として答申できたというのは、大変うれしく思っております。今後は多くのお客さんを迎えたりとか、あるいは災害への対策など、様々な事柄が課題として出てくると思いますが、取り組んでいく必要を感じております。

また、私は京都の京都府立大学というところにおりまして、文化庁が京都へ来ていただけたおかげで、大学のほうの文化財の教育、研究というものも大変活性化してきたなという実感を持っております。こういった個々の大学だけではなくて、多くの京都の大学とつながりながら文化庁とつながっていくということが今後も大変重要かなと。ちょうど今年が、実は退職の年なんです、そういうことを思いながら今おります。どうぞ今後ともよろしく願いたいします。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

唯一3部会に所属している先生、よろしく申し上げます。

【松田委員】 松田でございます。昨年度までは3部会に入っていましたが、今年から4部会になりました。

【島谷会長】 そうなんですね。失礼しました。

【松田委員】 いえいえ。文化政策部会、世界文化遺産部会、無形文化遺産部会、それから文化施設部会にも入りました。

私の文化審議会の委員任期は9年目となりました。この9年間の変化を、今年度のことと関連づけて少し思い返すと、一番大きな変化は、人口減少がかなり前面に出てきたことです。人口減少はここ数年ずっと言われてきたことですが、そのペースが加速度的に強まってきて、いよいよ文化政策でもその影響を避けられない状況になってきたというのが、この9年間の変化で強く感じられるようになりました。

かつて文化というのは、ある程度市場、マーケットのメカニズムと切り離して語ることができましたが、いよいよそういかなくなってきた。日本の文化政策をみると、たとえば文化観光推進もそうですし、文化経済の議論もそうですし、ユネスコの登録事業も、地方創生ですとか経済振興を抜きに語れなくなってきたという印象を受けております。この流れはまだまだ続くだろうと今年度は強く感じました。

あとは、生成AIという技術も、この二、三年ぐらいで社会のあらゆる面に出てきて、これが文化にも様々な影響を与え始めています。今後どうなっていくのかが今年度、とりわけ気になったところでございます。

私からは以上です。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

じゃ、森山卓郎先生、願いたいします。

【森山委員】 私、まず、先ほど国語分科会でお話しをさせていただきました。

言語資源小委員会のほうでは、ある種の文化的なインフラとしまして、コーパスの整備と

いうことが進んでおります。これは私も研究などで使わせていただいております。

もう1つのローマ字小委員会のほうも、先ほど御説明を申し上げましたが、いろんな考え方があります。これに絶対正解というのはないんですが、しかし、いわゆる最適解というのはあるのではないかと考えております。情報化の問題とかインバウンドの問題、あるいは海外から日本にいらっしゃって働く皆さんが使われる言葉としての、日本語の表記法としてのローマ字の問題、それから日本から世界へ発信する場合の、やはり言語としてローマ字を使うということが出てきますので、そういった問題とか、様々なところで非常に重要です。答申に向けて議論をさらに深めてまいりたいと考えております。また、答申後も普及に向けてさらに努力が必要だと思っております。

以上です。

【島谷会長】 ありがとうございます。

最後になりましたが、吉田ゆり子先生、お願いいたします。

【吉田委員】 吉田ゆり子でございます。私は文化財分科会に所属し、毎月行われる分科会で新指定のみならず文化財の現状変更等の申請の審議に携わらせていただきました。

そこで感じたのは、やはり3つの大きな社会問題でした。1つは、ほかの委員の先生も言われている人口減少の問題で、文化財の担い手、継承の難しさ、継承者の減少ということです。それから2番目は、気候変動に伴う災害によって文化財が毀損されるという問題です。それから3番目は、やはり財政的、人的にも弱い自治体、あるいは再開発とのせめぎ合いの中で、文化遺産に対する価値観の理解がなかなか進まない自治体の問題など、地方分権における文化財行政について痛感し問題を自覚させていただきました。

その中で、今後考えていかななくてはいけないと思うのは、地域に残された人々の足跡、そういうものは地域の歴史を顕すだけではなく、それらが集まり全体として、日本の歴史を構成しているということです。数人の英雄や政治家が歴史を動かしてきたわけではなく、普通の人々の生活や生業、そういうものが日本の文化や産業、歴史をつくってきたのだという視点から、地域に残された未指定あるいは指定の文化財、文化遺産をどういうふう継承していくかという点です。そういう問題に、文化庁もこれまで御尽力されているということはよく分かります。なかなかすぐに答えが出ないということも分かります。微力ながら、自分もそのような問題に力を尽くしていきたいなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

事務局から何か一言、御挨拶があれば。

【今泉審議官】 では、もう本当に一言になりますけど、文化審議会の皆様、この1年間、本当にどうもありがとうございました。皆様のおかげで各分野の文化政策、非常に進むことができました。お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

【島谷会長】 どうもありがとうございました。

最後に私から一言。、結果的に会議の時間が短い。ただ、忙しい先生方を拘束するので、やっぱり1時間半というのが適切なのかどうか分かりませんが、もう少しキャッチボールできたら総会としても充実すると思います。、ぜひ、検討していただきたい。その結果、出席できる先生が少なくなるとしたら本末転倒ではあります。

それから、文化庁さんが部会をつくるに当たってのおおよその骨子みたいなのをもう少し丁寧にお伝えいただけると、部会で何を協議すべきかの時間がもう少し省略できたのではないかと思います。

また、各部会が全部、文化資源であるとか、文化財であるとか、全部関連しているものですので、そこは難しいですが、もう少し部会をまたいだ形の話、そういう意味では松田先生、4つ部会を経験されているということで、一番よく分かっているかわかりませんが、そこが精査できれば、もう少し突っ込んだ話ができるかもしれないというのが感想です。

議事の進行が下手で、時間を超過してしまって、申し訳ございませんでした。次年度以降も文化政策について、縦割りではなくて文化庁を中心にやってきてくださっているというのはとてもいいことだと思います。ますます推進していただければいいかなと思います。これは我々が言ってもしょうがないことですが、文化予算、あれだけ頑張って要求したのに、1億しか増えていないというのはすごい残念です。これは我々の責任でもあると思いますので、しっかりアピールしていく必要があると思います。皆さん、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。今後の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

【西川企画官】 今後の日程につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。よろしくお願いします。

【島谷会長】 以上で本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方におかれましては、本当に1年間にわたり、各分科会・部会の審議に御協力、御尽力賜り、本当にありがとうございました。次年度以降も何とぞよろしくお願いいたします。卒業の西岡先生、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

— 了 —